別紙第2

勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当について

- ア 平成24年12月期以降の支給割合
 - (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分(特定幹部職員 にあっては、1.15月分)とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合 を0.675月分(特定幹部職員にあっては、0.875月分)とすること。
 - (イ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される 期末手当の支給割合を1.5月分とすること。
- イ 平成25年6月期以降の支給割合
 - (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.375月分(特定幹部職員 にあっては、1.175月分)とし、6月に支給される勤勉手当の支給割合 を0.675月分(特定幹部職員にあっては、0.875月分)とすること。
 - (イ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、第1のイについては平成25年4月1日から実施すること。